



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和7年11月21日～令和8年2月28日】

令和8年
3月号



「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表されました



改正労働安全衛生法の内容の一つで令和8年4月1日から努力義務が施行される高年齢労働者の労働災害防止の推進に関して、令和8年2月10日に「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表されました。

高年齢労働者の労働災害防止といえばエイジフレンドリーガイドラインがありましたが、今般の法改正を契機に新たな知見等を盛り込み、ガイドラインから法律に根拠を持つ指針に格上げして策定されたものとなります。

指針の大枠としては、「1 安全衛生管理体制の確立」「2 職場環境の改善」「3 高齢者の健康や体力の状況の把握」「4 高年齢者の健康や体力に応じた対応」「5 安全衛生教育」から構成されています。

まずは
「管理体制の確立」
から始めましょう。



1 安全衛生管理体制の確立

注意）大きな項目（1～5）以下の内容は、指針内から一部抜粋した内容となります

□ 経営トップによる方針表明



□ 担当者を指定



□ 安全委員会等での調査審議
(委員会を設けていない事業場は、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話し合い)



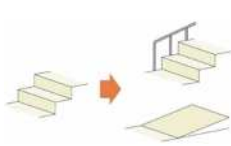
2 職場環境の改善

(1)身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面）

□ 照度を確保



□ 階段には手すりを設置
□ 段差解消



□ 危険を知らせるための視聴覚対応



(2)高年齢者の特性を考慮した作業管理（ソフト面）

□ 勤務形態や勤務時間の工夫
(短時間勤務、隔日勤務、交代制勤務等)



□ 暑熱な環境への対応



□ 重量物取扱いへの対応
□ 介護作業等への対応



□ ゆとりある作業スピード □ 定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用



3 高齢者の健康や体力の状況の把握

(1)健康状況の把握



(2)体力の状況の把握



4 高年齢者の健康や体力に応じた対応

(1)健康や体力の状況を踏まえた措置
(2)高齢者の状況に応じた業務の提供
(3)心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

(1)高年齢者に対する教育



(2)管理監督者等に対する教育

- 指針の内容の解釈等につきましては、厚生労働省通達文書の令和8年2月10日付け基発0210第1号「「高年齢者の労働災害防止のための指針」について」で見ることができます。
- 指針内で「高年齢者」の定義の説明はありませんが、エイジフレンドリーガイドライン補助金のご案内資料において、「高年齢労働者（60歳以上）」とされていましたので、「60歳以上」が一つの目安と考えられます。
- なお、今回の通達内では、「高齢になってから始めるのではなく青年、壮年期から取り組むことが重要であること。」との内容も含まれています。
- 通達内では、日頃からのストレッチや軽いスクワット運動も推奨しています。



「冬季死亡災害ゼロ100日運動」は目標達成できず

令和7年11月21日から令和8年2月28日までの期間で展開中の「冬季死亡災害ゼロ100日運動」につきましては、2月中旬時点ではありますが、期間中に死亡災害が林業において1件発生しましたので、目標達成とはなりませんでした。

一方で、多くの災害防止団体及び事業者、労働者の皆様には多大なるご協力を賜りましたことに御礼申し上げます。

今年度の運動は終わりますが、引き続き死亡災害ゼロに向けて気運を高め続けていただきますようお願いいたします。



翌年度の安全衛生管理の推進の準備をお願いします

多くの事業場では、安全管理・労働衛生管理を『年度』で区切って計画を立てて計画的に管理を進めているため、このニュースが届く3月は、年度始期(4月)の直前月として今年度の総括と翌年度に向けた準備をする時期となります。

計画なしでの思いつきで事を進めると、管理すべきことに漏れが生じたり、特定の内容に偏ったりしますので、事前に適切な計画を立てることが有効です。

特に、労働者数50人以上の事業場では安全委員会(業種による)と衛生委員会の開催が必要で、委員会での審議事項には「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること」が含まれていますので、このことを踏まえて適切なご対応をお願いします。



令和8年度 安全衛生管理計画

	4月	5月	6月		1月	2月	3月
●●活動	○						
△△活動		○				○	
★★活動		←	→				



労働災害の発生状況

～ 令和7年発生分 ～

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)(翌年1月末現在速報値)は全産業において159人で、前年同期比で+10人となりました。
- ◆ 主な業種別では、製造業が49人(前年同期比+8人)、保健衛生業が20人(同+3人)、商業が19人(-1人)、建設業が18人(同-14人)、運輸交通業が15人(同+1人)などとなっています。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が48(同+9人)、「墜落、転落」が36(同+5人)、「はさまれ、巻き込まれ」が13人(同-1人)などとなっています。
- ◆ 今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、とくに60代での発生が最も多い状況となっています。

～ 令和8年発生分 ～

- ◆ 一関労働基準監督署管内で令和8年に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)(1月末現在速報値)は全産業において6人で、前年同期比で-10人となりました。
- ◆ 事故の型別では、「転倒」が3人、「交通事故」が2人、「切れ、こすれ」が1人となっています。

労働災害事例 (1月把握分の一部)

- 【商業】 転倒
接客のため移動中、コンクリートの地面の凍結に気づかず転倒した。(手首骨折)
- 【通信業】 交通事故
バイクで凍結路面を走行中に前輪が滑って転倒した。(肋骨骨折)
- 【社会福祉施設】 墜落、転落
展示物を壁に貼り付ける作業を、肘置きについている椅子に上がって作業し、降りる時、足がぶつかりバランスを崩して墜落した。(肘骨折)